屋代スポーツ少年団サッカー部規約

第１条（名称）

本少年団は名称を、『屋代スポーツ少年団サッカー部』（以下「少年団」と略す）とする。

第２条（目的）

本少年団は、学校教育活動外において地域活動とサッカーを通じて、青少年の健全な育成を図ると共に、サッカーの技術向上及び地域スポーツ活動の振興に寄与することを目的とする。

第３条（活動目標）

本少年団の活動目標は下記とする。

（１）挨拶、自己管理の出来る選手を育てること。

（２）将来につながる個人のサッカー技術の習得と向上を図りながら、各種大会に参加する。

（３）親睦のためのレクリエーション活動等を実施する。

第４条（加盟団体）

本少年団は次の組織に加盟する。

①日本サッカー協会　②長野県サッカー協会　③千曲市サッカー協会

④日本体育協会（スポーツ少年団）　⑤長野県体育協会（スポーツ少年団）

⑥千曲市体育協会（スポーツ少年団）　⑦屋代地区青少年育成会

第５条（団員構成）

本少年団は、屋代小学校の児童及び保護者と指導者で構成される。

但し、本少年団の代表、チーフコーチ並びに保護者会長の承認が得られた場合は、近隣地区の児童も受け入れることとする。

第６条（事務局）

本少年団の事務局の構成は次のとおりとする。

・総監督　１名　・監督（代表）１名　・アドバイザー　若干名

・チーフコーチ（指導者）　各学年１名　・指導者　若干名　・審判員　若干名

・事務局長１名　・相談役　若干名　・会計１名　・事務局員　若干名

第７条（指導者）

本少年団では、活動を指導する為の指導者を置く。

代表は、指導者のなかから、各学年のチーフコーチを指名する。

指導者は団員の指導にあたり、自ら積極的に指導スキルアップの向上に努める。

第８条（指導者の任務）

本少年団の指導者は、活動目標に従い目的を達成する為に、団員の活動を指導する。

また、本少年団の指導者としてふさわしくないと役員会で認めた場合は、役員の半数以上の同意をもって指導者の任を解くものとする。

第９条（役員）

本少年団の役員は次のとおりとする。また、役員の任期は１年とし再任を妨げない。

（１）事務局

・総監督　・監督（代表）　・アドバイザー　・チーフコーチ

・事務局長　・相談役　・会計　・監事

（２）保護者会

・保護者会長　・副保護者会長　・保護者会会計

第１０条（入団）

本少年団への入団は、所定の入団申込み用紙に必要事項を記入し、事務局に提出するものとする。また同時に別に定める部費を納入するものとする。

第１１条（退団）

本少年団からの退団は本人の申し出により、その都度できるものとするが、団員の意思を尊重し、代表及びチーフコーチの承認を必要とする。

なお、本少年団の団員としてふさわしくないと役員会で認めた場合は、役員の半数以上の同意をもって退団を勧告するものとする。

途中退団の場合は事務局と協議のうえ、部費の一部を返却する。

返却金額は、年間一括納入している場合であって、9 月末までに退団する場合は後期分全額を、10 月以降に退団する場合は月会費を残月分返却する。また、前期後期の分割で納入している場合であって、10 月以降に退団する場合は月会費の残月分返却する。

但し、何れの場合も 9 月末までに退団する場合、前期分の部費は返却しないものとし、10 月以降に退団する場合の返却する部費は後期分の額を上限とする。

なお、退団当月分は含まないものとする。

第１２条（部費）

団員の部費は下記とする。

年会費：４年生以上　２４，０００円　　３年生以下　１８，０００円

※部費の納入方法は以下の何れかとする。

年間一括払い　４月末までに全額を納入

分割払い　前期分　４月末までに４年生以上１４，０００円、３年生以下１０，０００円

後期分　９月末までに４年生以上１０，０００円、３年生以下８，０００円

部費は所定の集金袋に入れ、期日までに学年連絡員を通じて会計まで納める。

第１３条（年度）

本少年団の年度は、事業年度、会計年度ともに、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

第１４条（監査）

会計は保護者総会までに収入支出決算書を作成し、証拠書類とともに監事の監査を受けるものとし、その内容を次の保護者総会において報告するものとする。

第１５条（事故防止及び責任）

本少年団は永続的活動のため、次の事項を定める。

（１）少年団の通常の練習及び試合における不慮の事故並びに障害については、スポーツ障害保険加入により当該保険の給付の範囲内において保障することとし、代表者及び指導者並びに保護者会にその責任を負わないものとする。

（２）保護者は、少年団活動に参加させるにあたっては、事故防止のため部員の健康状態のチェックを行うこととし、それらの過失によるものについては、指導者にその責任を問わない。

第１６条（規約改定）

本規約の改定は、役員会において過半数の同意を得なければならない。

第１７条（その他）

本規約で定めるものの他、必要な事項は役員会の協議において定める。

【附則】この規約は、２０１６年４月１日から施行する。

【変更】第１２条（部費）

変更前

年会費：４年生以上　２１，０００円　　３年生以下　１８，０００円

※部費の納入方法は以下の何れかとする。

年間一括払い　４月末までに全額を納入

分割払い　前期分　４月末までに４年生以上１１，０００円、３年生以下７，０００円

後期分　９月末までに４年生以上１０，０００円、３年生以下５，０００円

変更後

年会費：４年生以上　２４，０００円　　３年生以下　１８，０００円

※部費の納入方法は以下の何れかとする。

年間一括払い　４月末までに全額を納入

分割払い　前期分　４月末までに４年生以上１４，０００円、３年生以下１０，０００円

後期分　９月末までに４年生以上１０，０００円、３年生以下８，０００円

平成２９年４月１日より変更